

国土形成計画（全国計画）に係る計画部会報告（素案）の概要

（はじめに）

- ・国土形成計画全国計画に位置付けるべき内容に関する計画部会における検討を、国土審議会への報告としてとりまとめるもの。
- ・計画部会として、とりまとめに当たって以下の諸点に強く留意。
 - ①人口減少が国の衰退につながらない国土づくり：人口減少下における初の国土計画として、人口減少、高齢化が進展する中でも、質の高い公共サービスが提供され、個性と魅力ある生活環境を維持していくための方策を示すこと
 - ②東アジアの中での各地域の独自性の発揮：グローバル化の進展と東アジア地域の成長を踏まえ、計画の空間的視野を東アジアにまで拡げるとともに、地域の個性と魅力、国際機能等をとらえ直すこと
 - ③地域づくりに向けた地域力の結集：行政のみならず、地縁型のコミュニティやNPO、企業なども含めた多様な主体が担い手となり、従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私の中間的な領域で協働することへの期待を示し、これを「新たな公」として位置付けたこと
 - ④多様で自立的な広域ブロックからなる国土：新しい国土像として、多様で自立的な複数の広域ブロックからなる国土構造の構築という方向性を示し、これによって人々の圏域意識の拡大を目指したこと
- ・また、全体を通じて、広域地方計画の策定に向けて、広域地方計画がそれぞれに地域の特性を活かした独自性の高い計画として検討が進むよう留意。

第1部 計画の基本的考え方

第1章 時代の潮流と国土政策上の課題

第1節 経済社会情勢の大転換

（1）本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展

- ・出生率は、2006年に1.32へと6年ぶりに上昇に転じたものの依然低水準。国立社会保障・人口問題研究所の中位推計では、2020年には約1億2,274万人、2030年には約1億1,522万人と見込まれる。高齢者の割合は、2005年には20%程度であったが、2020年には30%弱、2030年には30%強まで上昇すると見込まれる。

（2）グローバル化の進展と東アジアの経済発展

- ・経済のグローバル化の進展、東アジアの急速な経済成長と産業構造高度化の中で、東アジア規模での生産ネットワークの構築や経済連携の動きが活発化。我が国の貿易相手も、1980年代には欧米が輸出先の6割弱を占めたが、2003年度からはアジア地域が欧米を上回るに至っている。

（3）情報通信技術の発達

- ・近年の情報通信技術の飛躍的な発達は生活利便性を急速に向上させ、産業の生産性を高めるとともに、人と人のつながり方など、国民生活に大きな変化を与えていている。

第2節 国民の価値観の変化・多様化

(1) 安全・安心、環境や美しさ、文化に対する国民意識の高まり

- ・地球温暖化の進展が異常気象の増加等の広範な影響を及ぼすと予想されており、大雨の増加などにともない災害の増加や被害の甚大化の傾向がみられる。また、我が国は世界有数の地震火山国であり、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波の発生等も懸念。
- ・環境への国民の関心が高まっている。また、ゆとりや安らぎ、さらには心の豊かさに関する国民意識の高まりの中、美しい景観や文化芸術等に対する欲求も強まっている。

(2) ライフスタイルの多様化、「公」の役割を果たす主体の成長

- ・価値観の多様化、生涯可処分時間の増加等にともない多様なライフスタイルの選択が可能になってきている。さらに、複数の生活拠点を同時に持つ「二地域居住」の動きも出てきている。
- ・社会の成熟化、社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化等により、従来行政が担ってきた範囲にとどまらず、幅広い「公」の役割をNPO、企業など多様な主体が担いつつある。

第3節 国土をめぐる状況

(1) 一極一軸型国土構造の現状

- ・東京を頂点とする太平洋ベルト地帯に人口や諸機能が集中する**一極一軸型の国土構造が続いている**。
- ・一方、**人口減少を克服する新たな成長戦略の構築**が求められており、東京と地方という視点を超えて、これまでの都市・産業の集積を活かした成長エンジンの強化や国際競争力強化のための戦略的な投資を進める必要。
- ・**東京圏への人口の転入超過が拡大する様相**。地域間の格差については、格差感を生んでいる理由について様々な要因が考えられるが、例えば、一人当たり県民所得における上位5県と下位5県の間の開きが、長期的には低下したものの、近年3年連続して、上昇。広域ブロック間や都道府県間をめぐる近年の動向にも注意を払う必要。地方中小都市や中山間地域等では、地域活力の低下がみられるとともに、社会的諸サービスの維持の問題に直面。地域の自立的発展を可能とする新たなモデルが求められている。

(2) 地域の自立的発展に向けた環境の進展、都道府県を超える広域的課題の増加

- ・地方分権や市町村合併等によって**地域の自主決定力が強化されるとともに、東アジアの経済成長による直接交流機会の増大**、情報通信技術の発達等、地域の自立的発展に向けた環境が整いつつある。
- ・各広域ブロックにおいては、**欧州の中規模国にも相当するような人口・産業の集積や、ブロックの中心となる都市等の成長、基幹的な公共施設の整備の進展等**、東アジアの近隣諸国との競争や連携を通じて**地域の国際競争力を高め得る潜在力と地域のアイデンティティを有している**。
- ・また、経済活動の広域化に対応するための国際物流・高速交通体系等の戦略的整備、県境地域に多く存在する過疎・山間地域の対策等、**都道府県の区域を越えた広域的な対応が必要な課題が増加しており、広域ブロックを単位とする取組の重要性が高まっている**。

(3) 人口減少等を踏まえた人と国土のあり方の再構築の必要性

- ・総人口の減少により国土の利用に余裕を見いだせる今世紀は、適切な人と国土のあり方を再構築する好機。これまでの蓄積を前提としつつ、**国土のひずみの解消や質の向上に向けた取組の推進**を図るべき。その際、大都市圏と地方圏、都市と農山漁村等の地域相互の補完・依存関係に留意し、各地域が国土全体に果たす役割についての理解とその維持強化を進める必要。
- ・地球温暖化による海面の上昇や大雨の頻度増加等の可能性が指摘されている中、温暖化対策の国際的な枠組みづくりへ我が国として貢献。国内においても、防災対策、省CO₂型の地域構造や交通システムの形成、森林の整備・保全、健全な生態系の維持・形成、循環型社会の構築等、地球規模の環境問題に対しての様々な対応が求められる。
- ・美しい田園風景、快適で安全な都市等我が国の国土が本来持っている魅力を世界に対してアピールし、誰もが住んでみたい、訪れてみたいと思う、いわば、**美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」を形成すること**を目指すべき。

このような国土構造の現状と課題の下、新たな時代の潮流を踏まえて、新時代の国土構造の構築に挑戦することにより、一極一軸型の国土構造を是正していくべき。

第2章 新時代の国土構造の構築

第1節 新しい国土像

- ・**広域地方計画区域等を一つの単位とする広域ブロック**が、東アジアを始めとする諸地域との交流・連携を進めつつ、その有する資源を最大限に活かした**特色ある地域戦略**を描くことによって、**地域全体の成長力を高めていく**。これによって、各広域ブロックが、活力ある経済と豊かさが感じられる生活環境の実現を目指し、自立的に発展する**国土構造への転換**を図る。多様な特色を持つこれらのブロックが相互に交流・連携し、その相乗効果により活力ある**国土を形成していく**。このことにより、一極一軸型の**国土構造の是正**につなげていく。
- ・また、山紫水明の景色や都市のにぎわいなど互いに異なる特色を持つ地域が、それぞれの魅力を發揮し、相互に補い合って共生し、重層的に国土を形成するという**地域間の互恵関係を維持発展させつつ**、良好な自然環境や美しい景観の形成、安全かつ快適でゆとりある生活空間の形成、環境負荷の低減、ユニバーサルデザインの理念に基づく取組の推進等を図り、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」へと再構築していく。これにより、**美しさと、安全面や環境面も含めた暮らしやすさを兼ね備えた国土を形成していく**。
- ・このため、広域ブロックの外に向かっては、「アジアに開かれた国土」を目指して、それぞれの**広域ブロックと東アジア等諸地域との交流・連携を促進**。
- ・各広域ブロックの内部では、**成長エンジンとなり得る都市・産業の強化、地域間の交流・連携**を促す。また、**多様な主体の協働を促進し、経済力だけでなく文化面や社会面も含めた地域力（地域の総合力）の結集**を図る。
- ・これらにより、人々の国土に対する空間的視野を、市町村から広域の生活圏域へ、都道府県から広域ブロックへ、日本国土から東アジアへと拡大していく。
- ・以上の考え方に基づき、**多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることを、本計画の基本的な方針とする**。

- ・自立的で特徴の異なる複数の広域ブロックからなる国土構造を構築し、将来にわたる国内外の様々な変化にも柔軟に対応することが可能となる**多様性を国土上に保有すること**によって、我が国の成熟期にふさわしい「**国としての厚み**」を増していくことが、我が国の将来像として好ましい方向であると考えられる。
- ・このような国土を目指すことが、広域ブロックが独自の発展を遂げそれが我が国全体の発展にも寄与するという、これから時代にふさわしい国土の均衡ある発展を実現することにもつながっていく。また、このような多様な広域ブロックの発展と地域の共生関係が良好に築かれた美しく暮らしやすい国土の形成により、地域間の格差の拡大に対する不安や地域ごとの格差感を解消していく。

第2節 計画期間

- ・これから10年程度の期間は、いわゆる団塊の世代が60～75歳程度の年齢層にとどまり、引き続き活躍するとともに、新しい経済社会像の形成に貢献することが期待される。本計画においては、この機を逃さず、あらゆる世代の活躍により、その先の時代の方向を形づくる取組の方向性を先導的に提示していくべき。
- ・この計画は、21世紀前半期を展望しつつ、**今後概ね10ヶ年間における国土形成に関する基本的な方針等を示す**。

第3節 自立的な広域ブロック形成に向けた国と地方の協働

- ・広域地方計画の策定に向けて、関係する国の地方支分部局、地方公共団体、地元経済界等が適切な役割分担の下に協働しながらビジョンづくりに取り組むことにより、特色ある地域の形成が期待される。本計画においては、広域地方計画の策定の前提となる国土づくりの方向性を示すとともに、各ブロックの自主性を重んじつつ、広域地方計画の策定・推進に関する指針等について提示。
- ・国は、国家戦略上の見地から必要とされる施策の実施に加え、自立的に発展する広域ブロックの形成を促進するため、**広域地方計画に基づく国際競争力の強化等を目指した重点施策や官民による地域戦略を支え効率的・効果的に実現するための基盤整備等の支援、各地域の知恵と工夫の競い合いのための支援や環境整備など、国としての支援を総合的に推進していく**。
- ・また、地理的、自然的、社会的条件による不利性の大きな地域では、当該地域の実情に応じて国等が後押しすること等が引き続き必要である。その際、各地域のニーズに的確に対応した支援方策となるよう検討していく必要がある。
- ・各広域ブロックにおいては、広域地方計画等も踏まえつつ、国、地方公共団体及び多様な民間主体が相互に連携し、特色ある地域の形成に向けた地域戦略を展開することが期待される。そのため、地方分権、規制改革等を推進。また、構造改革特区、地域再生等の枠組みを活用。

第3章 新しい国土像実現のための戦略的目標

多様な広域ブロックが自立的に発展するとともに、美しく、暮らしやすい国土の実現を目指し、この計画では、次の5つを戦略的目標として掲げ、多様な主体の協働によって、効果的に計画を推進する。

- ・まず、**グローバル化や人口減少という時代の潮流に対応した国土の形成の観点から**、第1節では、継ぎ目なく迅速かつ円滑な人流・物流、生産活動の連携や情報・文化の交流を実現させ、東アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいくための「**世界に発展するシームレスアジアの形成**」について示す。また、第2節では、都市から農山漁

村までブロック内の各地域が活力と個性を失わず、暮らしの基盤として維持されるための「**持続可能な地域の形成**」について示す。

- ・次に、これまで営々と取り組みこれを更に進めていく**安全で美しい国土の再構築**の観点から、第3節では、災害へのハード・ソフト一体となった備えの充実等のための「**災害に強いしなやかな国土の形成**」について示す。また、第4節では、持続可能な国土を形成していくための「**美しい国土の管理と継承**」について示す。
- ・さらに、以上の4つの戦略的目標を推進する上での横断的な目標として、第5節では、多様な主体が協働して戦略的に取り組んでいくための「**『新たな公』を基軸とする地域づくり**」について示す。

第1節 世界に発展するシームレスアジアの形成

東アジア地域の相互依存関係が深まる中、我が国が東アジアの一員としてともに発展していくため、競争関係も念頭に置きつつ、各分野での交流と連携を深化していく。一方、シームレスな東アジアの人、物、情報等の移動や流通環境が形成されるとともに、世界との架け橋（アジア・ゲートウェイ）となる各種の基盤強化が進むことが重要な課題となる。

また、相互に陸路で結ばれた東アジアの近隣諸国は、アジアハイウェイ等の推進を通じてその結束を強化しつつあり、海を隔てた我が国にとっては、東アジアにおける交通体系との連続性、互換性の確保の面での立ち後れが危惧されている。

これらの情勢に対応し、シームレスアジアの実現に貢献しつつ我が国がアジア・ゲートウェイの一翼を担うため、国際的な規模と機能を有した競争力の強い国際港湾や大都市圏拠点空港等の一層の強化に加えて、各広域ブロックが東アジア近隣諸地域と直接交流していくための交通回廊や交通ネットワークの形成を促進していく。

(1) 東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化

産学官連携・研究開発拠点整備によるイノベーション創出 / ものづくり基盤の強化 等

(2) 東アジアとの交流・連携の推進

エネルギー・環境など東アジア共通の課題解決プラットフォームの構築 / 観光立国の実現による来訪者の増加 / 人材育成・交流ネットワーク 等

(3) シームレスなアジアの形成とアジア・ゲートウェイを支える国土基盤の形成

コスト・サービス競争力の高い港湾、空港、情報通信機能の整備 / 東アジアにおける日帰りビジネス圏、貨物翌日配達圏、アジア・ブロードバンド環境の形成 / 広域ブロックゲートウェイの形成 等

第2節 持続可能な地域の形成

人口増加にともなう都市の拡大に合わせて基盤整備を行う考え方から、都市機能を相互補完する都市圏を一つの単位としてとらえ、拡散型都市構造を是正しつつ既存ストックの状況に合わせて都市の連携や構造転換を進める発想への転換を図りながら、暮らしやすく活力ある都市圏の形成を促進していく。特に、拠点性が高い都市圏において圏内及び圏間の連携を強化していく。また、地域を、多様な働き方、住まい方、学び方等を可能とし、多世代がともに安心して暮らせる生活圏域として整えつつ、地域独自の資源を活かした産業の活性化、農山漁村の各種機能の再評価等により、それぞれの地域が、そこにしかない価値に目を向けた取組を進めていく。その際、広域的な地域間の交流・連携や、地域への人の誘致・移動を通じた人材の蓄積を促進していく。

(1) 持続可能で暮らしやすい都市圏の形成

魅力的で質の高いまちづくり / 都市機能の高度化や居住環境向上など都市の再生 / 集約

型都市構造への転換・低未利用地の有効利用 /市町村を超えた広域的な対応 /住生活の質の向上 /大都市特有の課題への対応 等

(2) 地域資源を活かした産業の活性化

地域資源の総力を結集した特色ある産業の展開 /大学等を核とした新産業の創出や地域づくり /地域ブランド力の強化・育成や観光産業の活性化 等

(3) 美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開

自然環境と生産基盤、生活環境の調和 /外部人材の活用等による創意工夫 /中山間地域の役割と活性化 /食料や木材の安定供給 /農林水産業の競争力強化 等

(4) 地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進

地域間の互恵 /二地域居住の促進 /地域外部の専門的人材の積極的活用 等

第3節 災害に強いしなやかな国土の形成

これまでにない多様で激甚な災害のリスクの増加、災害の広域化・複合化・長期化のおそれが高まっている。また、地縁型のコミュニティの弱体化などによる社会の防災力低下が懸念される。

このため、減災の観点も重視した災害に強い国土構造への再構築を進めることによって、安全で安心した生活が保障される災害に強いしなやかな国土を形成していく。

その際、災害時においても救援・避難活動や情報伝達に途絶が生じない強靭、かつユニバーサルデザインにも配慮した交通・情報通信網の確保も重要となる。

(1) 減災の観点も重視した災害対策の推進

ハード・ソフト一体となった対策 /自助・共助・公助 /ハザードマップ等の災害予防としての事前システム、情報伝達等の事中システム、被災者の保護等事後システムの構築等

(2) 災害に強い国土構造への再構築

災害に強い国土の構造・利用への誘導 /中枢機能の相互ネットワーク化を通じたバックアップ体制の強化 /迂回ルート等交通・情報通信網の余裕性の強化 等

第4節 美しい国土の管理と継承

我が国では南北に長い日本列島の上に豊かで多様な自然が育まれるとともに、美しい景観や豊かな文化・伝統が培われてきたが、経済成長の過程で生じた景観や土地利用の混乱、適切に管理されない森林や耕作放棄地等の課題も生じている。美しい国土を守り、次世代へと継承するため、国土資源を適切に管理し、回復していく必要。

また、地球温暖化の防止に向けた取組が急がれる状況の中、国民各層の環境保全に対する関心の高まりをとらえ、循環と共生を重視した国土管理を進める。海域についても、その適正な利用と保全を図る。これらの取組を通じて、我が国が持つ歴史・文化等の魅力を高めるとともに、国民一人一人が美しい国土の管理と継承を担っていく。

(1) 循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成

温暖化防止の推進 /循環型社会の構築 /針葉樹混生林化等多様で健全な森林整備 /優良農地の確保 /広域的なエコロジカル・ネットワークの形成 /里地里山の適切な保全管理 等

(2) 流域圏における国土利用と水循環系の管理

流域圏における健全な水循環系の構築 /総合的な土砂管理の取組の推進 /上下流交流、流域意識醸成の仕組みの整備 等

(3) 海域の適正な利用と保全

政府一体となった海洋に関する基本的な計画の策定 /離島の振興・保全 /沿岸域の総合的管理 等

(4) 魅力あふれる国土の形成と国土の国民的経営

個性豊かな地域文化の継承と創造 / 国民一人一人が国土の管理と継承の一翼を担う取組の推進 等

第5節 「新たな公」を基軸とする地域づくり

多様な民間主体を地域づくりの担い手ととらえ、これら多様な主体の協働によって、従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私との中間的な領域にその活動を拡げ、地域住民の生活を支え、地域活力を維持する機能を果たしていくという「新たな公」と呼ぶべき考え方で地域づくりに取り組んでいく。さらに、二地域居住を通じて異なる背景を持つ人々が交流するなど、多様な担い手を通じた開かれた地域づくりの実践や、独自の魅力を活かした地域の実現を目指す。

(1) 「新たな公」を基軸とする地域づくりのシステム

「新たな公」を基軸とする地域経営システムの構築 / 多面的な意義 等

(2) 多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり

差別化された価値・魅力の創造 / 地域の主体的・総力的な取組 / 維持・存続が危ぶまれる集落における暮らしの将来像の合意形成 等

第4章 計画の効果的推進

第1節 国土基盤投資の方向性

これまでの国土基盤の蓄積を活かしつつ、地域特性を踏まえた国土基盤投資を重点的、効率的に推進していくことを通じて、安定した経済成長と地域の活力の向上、安全で美しい国土の再構築等に資するよう、国土基盤の質的向上を図っていくことが重要である。

特に、膨大な国土基盤ストックの老朽化等に伴い安全性等の機能維持が重要となるほか、維持更新投資の増加等により国土基盤投資の環境が厳しくなることが予想される中で、新しい国土像を目指して広域地方計画が描く地域のあるべき姿やそれらへと至る道筋を的確に見据えつつ、次の世代にも求められる国土基盤を戦略的に形成していくことが必要である。そのためには、①国家戦略や自立のための地域戦略を実現するための投資、②地域での対応が求められる問題解決型の投資、③安全で安心な国民生活を維持する上で必要な投資、といった複数の視点に立って投資を重点化することが必要であり、社会资本整備重点計画等の実施を通じて具体化していくことが求められる。

第2節 国土情報の整備・利活用と計画のモニタリング

国土情報の整備・利活用は、国土の利用・整備・保全、安全・安心の確保等に効果を発揮するものであり、G I S（地理情報システム）の積極的な利活用を図る。また、計画策定後のモニタリングの実施に向けて、具体的な実施手順や体制のあり方、国民生活の改善に及ぼす効果や満足度が適切に把握できるようなモニタリング指標等について検討する。また、その結果も踏まえて、全国計画に係る政策の評価を適切に実施する。

第3節 計画関連諸施策の点検等

戦略的・重点的な国土基盤投資や策定・推進・評価のプロセスを通じた効果的な進捗管理の実施、広域地方計画に基づく重点施策や官民による地域戦略を支え実現するための基盤整備等の支援などについて、分野別施策の実施等を通じ国としての支援を総合的に講じていく。計画の実効性を高め、推進していく観点から、これらの施策に関し常に点検を行い所要の改善措置を講じていく。この計画の策定を契機として、国土政策関係制度についても点検し、新たな枠組みのあり方等について検討を深める必要がある。

第4節 国土利用計画との連携

国土利用計画法に基づく国土利用計画（全国計画）は、農用地、森林、宅地など国土の利用区分に応じ、全国の国土の「利用」の将来像を示すものであり、本計画とあいまってその効果を十分に発揮する。国土の利用の基本方向は、本計画と一体的に策定される国土利用計画（全国計画）によるものとし、国土利用関係諸計画の適切な運用により、総合的かつ計画的な国土の利用を図る。

第2部 分野別施策の基本的方向

第1部で示された新しい国土像と戦略的目標の実現のため、各分野の施策が相互連携のもと効果的に実施される必要がある。このため、第2部では、計画の推進のために必要な基本的な施策を政策分野別に示す。

グローバル化や人口減少という時代の潮流に対応した国土の形成の観点を中心として、第1章から第4章では、各広域ブロック及びブロック内の各地域における人々の暮らしや経済活動を支える地域の整備、産業、文化及び観光並びに交通・情報通信体系に関する基本的な施策を示す。

これまでも嘗々と取り組んできた安全で美しい国土の再構築の観点を中心として、第5章から第7章では、人々の営みの基盤となる防災、国土資源、環境保全及び景観形成等に関する基本的な施策を示す。

第8章では、横断的な視点から、「新たな公」による地域づくりの実現に向けた基本的な施策を示す。

第1章 地域の整備に関する基本的な施策

大都市は、様々な経済活動や都市機能の拠点となって地域を牽引する一方で、地方は、食料、水、エネルギーなどを大都市に供給するなど、両者は相互に依存・補完している。今後本格化する人口減少等の下でも、地域の住民が生活の質を損なうことなく住み続けられる持続可能な地域を形成していくことが求められている。そのためには、既存ストックを活用しながら、多世代がともに安心して働き、暮らせる環境を整えるとともに、地域資源の活用や地域の交流・連携等を通じて暮らしやすさや活力を維持増進していくことが必要である。このため、住生活の質の向上及び都市・農山漁村の整備を推進するとともに、地域間の交流・連携及び人の誘致・移動の促進等を図る。

第1節 住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保

(1) 良質な住宅ストックの形成と住宅セーフティネットの確保

耐震診断・耐震改修の促進 /住宅の履歴情報システムの構築 /住宅性能表示制度の普及・充実 /良質な中古住宅が循環利用される環境の整備 /子育て世帯や高齢者の居住ニーズと住宅ストックのミスマッチの解消 /民間賃貸住宅も活用した住宅セーフティネットの構築 /高齢者の入居を受け入れる民間賃貸住宅と居住支援に関する情報の一体的な提供 等

(2) 良好的な居住環境の形成

密集市街地の整備 /駅等を中心とした一定の地域内の連続的なバリアフリー空間の形成 /景観計画等の規制誘導手法の活用 /歴史的建造物やまちなみの保全 /都市における緑や水辺の再生 /市街化区域内農地の保全を視野に入れた計画的利用 等

(3) コミュニティにおける取組の推進

歩いて暮らせるまちづくり /土地利用施策と都市交通施策の一層の連携 /保健・医療・

福祉サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築 /子育て支援の拠点整備 /防災・防犯活動拠点の確保 /学校と地域の連携の強化 /多文化・多言語化の進展を踏まえた生活面での安全・安心の確保 等

第2節 暮らしやすく活力ある都市圏の形成

(1) 複数市町村の連携・相互補完による都市機能の維持増進

地域における医療連携体制の構築 /図書館等の社会教育施設の複数市町村間の相互利用 /市街地の無秩序な縮退への対応と自然・田園環境再生についての検討 等

(2) 活力の源泉である都市圏の形成と連携の強化

域外から所得を獲得できるような産業の育成 /様々な都市機能の集約化 /交通体系と連携した土地利用の高度化 /都市再生の推進 /高度経済成長期の負の遺産の解消 /郊外における広域的な土地利用の再構築 /ブロック内の各都市圏を結ぶ高速交通ネットワークの強化 /ゴミゼロ型都市への再構築 /高規格堤防の整備等都市防災対策 等

第3節 美しく暮らしやすい農山漁村の形成

(1) 快適で安全な暮らしと美しい農山漁村の実現

生産基盤と生活環境の一体的効率的整備による生活環境の向上 /農地防災・保全対策 /複数集落の機能の統合等による新たなコミュニティづくりの推進 /多様な主体の地域資源の保全管理への参画の推進 /良好な景観の形成・回復 /中山間地域の役割を活かした施策 /中山間地域における個性ある地域づくりと持続可能な地域経営への支援 等

(2) 農山漁村の活性化の新たな取組

自らの創意工夫と努力による活性化 /地域資源の活用による多様な産業の育成 /新たな創意工夫を生み出す技術や知恵等を補う新たなパートナーの確保 /人材の育成・確保 /特用林産物の収益性確保 等

(3) 都市と農山漁村の共生・対流

都市と農山漁村の交流活動促進 /グリーンツーリズムの推進 /市民農園の開設等の農地利用 /森林の多様な利用 /海洋性レクリエーションによる海面利用 等

第4節 地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進

(1) 地域間の交流・連携の促進

他の地域との戦略的な連携 /道の駅等の既存施設も活用した交流・連携の核となる場の整備 /情報通信技術を活用した地域間の交流・連携の促進 等

(2) 二地域居住等の促進

二地域居住等の促進に向けた各地域の戦略の構築と情報発信 /地域住民等多様な主体による一貫した受入・支援態勢の確保 /地域の空き家の流動化と活用のための仕組み 等

(3) 地域外部の人材の誘致と活用等

地域による戦略的な人材確保 /地域づくりの方針と求める人材の能力や条件の明確化・情報発信 /地域への人の誘致・移動を促進するための施策の総合的な展開 /総合的な情報プラットフォームの構築 等

第5節 地理的・自然的・社会的条件の厳しい地域への対応

(1) 離島地域

航路・空路の維持等離島の産業基盤、生活基盤の強化 /離島観光の促進 等

(2) 豪雪地帯

道路や住宅の克雪対策の推進 /雪氷冷熱エネルギー等各種資源の利活用 等

(3) 山村地域

山村における生産基盤の整備、鳥獣被害防止 /都市と山村の共生・対流の推進 等

(4) 半島地域

半島循環道路等の整備 /地域資源を活用した新商品開発・新産業創出 等

(5) 過疎地域

過疎地域における産業の振興、生活環境の整備、地域間交流の促進 等

第2章 産業に関する基本的な施策

地域経済の持続的発展のためには、絶え間ないイノベーションの創出を梃子にした生産性の向上を図るとともに、産業の一層の高付加価値化、産業構造の高度化を図り、東アジア諸国との分業を通じてそのダイナミズムを取り込んでいかなければならない。また、域外さらには海外から所得を獲得するなど広域ブロックを牽引する産業を開拓するとともに、地場産業等地域の経済・雇用と密接に関連する産業を活性化させ、雇用機会の充実を図ることが重要である。こうした多様な産業を支える地域の労働供給力の強化も必要である。このため、魅力ある産業立地環境の整備、農林水産業の競争力の強化等による多様な産業の展開を図る。また、東アジアの急速な経済成長等を踏まえ、食料・エネルギー等の安定確保への対応も必要である。

第1節 イノベーションを支える科学技術の充実

(1) イノベーションの創出と競争力強化

世界トップクラスの研究教育拠点形成 /競争原理の下での先端的研究領域に着目した重点投資 /公的部門における新技術利用促進、国際標準化 /地理情報システム等汎用性の高い社会的基盤の構築 等

(2) 科学技術を支える基盤の強化

若手研究者の自立支援 /優秀な外国人研究者招聘 /大学・公的研究機関等の施設・設備の計画的・重点的な整備 /科学技術システム改革 等

第2節 地域を支える活力ある産業・雇用の創出

(1) 魅力ある産業立地環境の整備

地域の発意に基づく企業立地促進や物流基盤整備への支援等による産業集積の形成・活性化、効率的・創造的事業活動促進 /対日投資の地方への導入 等

(2) 中小企業及び地域資源密着型産業の活性化

中小企業のもの作りを支える環境整備 /中小企業の国際化支援 /産地の技術・農林水産品など地域資源を活用した取組や地域ブランドづくりへの支援 /建設業の異分野進出・海外展開支援 等

(3) サービス産業の活性化

規制改革やITの本格的活用 /科学的・工学的アプローチや製造管理ノウハウの活用など生産性向上に向けた運動の展開 /分野間・大学等との連携への支援 /健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流に施策を重点化 等

(4) 地域の労働供給力の向上

正規・非正規間の均衡待遇 /若者・女性・高齢者の就業支援 /テレワークの普及促進 /地域の雇用創出、能力開発、就職促進等の取組に対する支援 等

第3節 食料等の安定供給と農林水産業の展開

(1) 食料の安定供給

食料自給率の向上 /国内の農業生産の増大 /食の安全及び消費者の信頼の確保 /食育と地産地消の推進 /国産農産物の消費拡大 /輸入の安定化・多元化 /食料備蓄の推進 等

(2) 望ましい農業構造の確立と農業の競争力強化

担い手の明確化による農業経営体の育成・確保 /担い手に対する経営安定対策 /新規就農の促進 /食品産業等関連産業との連携 /バイオマス利用拡大に向けた展開 /輸出の促進、特に食品産業の東アジア進出の促進 /知的財産権の保護 /農業生産基盤整備 /都市農業振興 等

(3) 林業・木材産業の再生による資源循環・森林管理システムの構築

林業経営規模の拡大や効率的な生産システムの導入、木材の安定供給や流通の効率化等による林業・木材産業の再生/木の良さ等について消費者へ普及 /木質バイオマスの利用促進 /違法伐採対策の推進 等

(4) 水産資源の適切な管理と水産業の国際競争力の強化

水産資源の回復・管理 /収益性重視の操業・生産体制、新しい経営安定対策等による国際競争力のある経営体の育成・確保 /産地の販売力強化 /流通の効率化 /漁港機能の充実・漁場環境の整備の推進 /離島漁業の再生 等

第4節 世界最先端のエネルギー需給構造の実現とその発信

エネルギー利用効率の一層向上 /安全を確保し地域の理解を深めつつ原子力発電を推進 /石炭クリーン・メタンハイドレート開発利用などの技術開発 /太陽光発電群・風力発電・バイオマス・氷熱など地域性の高い新エネルギービジネスの育成 /資源外交・エネルギー環境協力・アジア太平洋パートナーシップ（APP）等活用した官民の国際環境協力 等

第3章 文化及び観光に関する基本的な施策

我が国の各地域は、長い歴史の中で培われてきた風土を背景として、地域固有の文化を育み、それぞれに個性的な文化を蓄積してきているとともに、蓄積された文化がさらに地域の風土を創造している。文化は、地域アイデンティティの基礎となり、人々に楽しさや感動、精神的安らぎをもたらし、創造性や相互理解の土壤を育むだけでなく、地域の活性化に資する資源でもある。一方、観光は地域資源と密接に関連するものであり、魅力的な観光地づくりの推進は、地域への誇り・愛着の醸成に資するとともに、文化の発信や新しい文化の創造をもたらす。このように文化と観光は密接に関連しており、その相乗効果により、個性的な地域の発展が期待される。このため、地域文化の保存・継承、新しい日本文化の創造等による文化力の向上を図るとともに、観光振興による地域活性化を推進する。

第1節 文化が育む豊かで活力ある地域社会

(1) 個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等

地域の個性豊かな伝統文化の一体的・総合的な保存・活用 /文化的景観の保全・活用 /歴史を活かしたまちづくりの推進 /市民一人一人の景観に対する意識の醸成 /食文化の普及・継承と海外への発信 等

(2) 文化芸術活動への参加機会等の充実

地域で身近に存在する文化資源の価値の再発見 /情報通信技術の活用による文化芸術活動機会の地域間格差を埋める工夫 等

(3) 異文化間の交流

各地域における積極的な国際文化交流の推進 /若年世代を中心とした異文化地域への訪問、国際文化イベントや観光ボランティアへの参加 等

(4) 地域の文化芸術活動を支える環境整備

文化ボランティアの活用等地域の文化芸術を支える人材の確保 /企業による支援の継続・拡充 /文化施設のネットワーク化や民間資金、ノウハウを生かした柔軟な運営 /エコミュージアム構想等の取組の支援 等

(5) 新しい日本文化の創造・発信

日本の文化力の発信によるソフトパワーの強化にも貢献 /コンテンツを通じた国際交流や情報発信を支援 /デジタルコンテンツの供給拡大 等

第2節 観光振興による地域の活性化

(1) 国際競争力のある魅力的な観光地づくり

歴史や自然を含め地域資源を活用した創意工夫ある商品開発や交流施設整備などへの支援強化 /長期的視点に立った計画的な観光地の再生 /広域的な観光連携への支援、国際広域観光ルート設定 /アクセスを支える基盤整備 /国際チャーター便の活性化 等

(2) 新たな観光スタイルの創出と人材育成

地域発の観光スタイルの創出 /顧客満足度の高いサービス提供を促進 /文化観光・産業観光の推進 /地域づくり経験者や旅行業界OB活用への支援 /地域行事に連動した休日設定や学校休業の多様化と柔軟化促進 等

(3) 交流の拡大を通じた文化力の向上

ビジット・ジャパン・キャンペーン高度化 /国際会議、国際イベント、国際展示会、企業研修・報奨旅行等推進 /外国語による情報提供の一層の推進、地域の通訳ガイドの充実 等

第4章 交通・情報通信体系に関する基本的な施策

今後我が国が東アジアの諸問題の解決に貢献し、その成長のダイナミズムを国内各地域に取り込んでいくためには、各広域ブロックが東アジア諸地域と直接交流できる総合的な交通・情報通信体系の整備が求められる。一方、国内においては、人口減少等が地域の活力衰退につながることがないよう、交通・情報通信技術のイノベーションや多様な担い手の支えの下に、高質で信頼性の高い交通・情報通信サービスを地域に提供する必要がある。これらの交通・情報通信体系の構築に当たっては、温室効果ガスの排出削減等の問題へのなお一層の取組が重要である。

このため、長期的な構想も展望しつつ、我が国と東アジアを更に迅速かつ円滑に結び、東アジアを世界に結ぶ国際交通・情報通信体系、広域ブロック間の交流・連携を促進し、災害等にも強い国土幹線交通・情報通信体系及び都市や農山漁村等の生活圏の広域化を支える地域交通・情報通信体系の重点的な構築を図る。

第1節 総合的な国際交通・情報通信体系の構築

(1) 国際交通・情報通信拠点の競争力強化に向けた施策

アジア・ゲートウェイ /大都市圏拠点空港の国際機能強化 /高度なロジスティックス機能を有するグローバル物流拠点 /メガターミナルオペレーターの育成 /世界の情報拠点(ハブ)になるアジア 等

(2) シームレスアジアの形成促進に向けた施策

広域ブロックゲートウェイ /東アジアにおける迅速な交流圏（日帰りビジネス圏等）の形成 /貨物翌日配達圏 /国際循環資源取扱港湾の拠点化 /アジア・ブロードバンド環境

/東アジアの近隣諸国との政策共通化 等

第2節 地域間の交流・連携を促進する国土幹線交通体系の構築

(1) 総合的な陸上交通網の形成

高規格幹線道路等の規格の高い自動車交通網及び高速鉄道網による国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網の形成 等

(2) 効率的な海上輸送網の形成

全国海上輸送 /複合一貫輸送拠点港湾 /地域の産業港湾やエネルギー港湾における施設の機能強化 等

(3) 国内航空輸送網の形成

東京国際空港の空港容量の確保と航空ネットワークの拡大 /一般空港における航空サービス向上 /拠点的な空港における航空ネットワークの拠点性の発揮 等

第3節 地域交通・情報通信体系の構築

(1) 地域の活力を支える情報通信体系の整備

ユビキタスネットワーク基盤の整備 /ユビキタスネットワーク利活用の促進 /情報通信社会の安全・安心の確保 /情報通信技術におけるユニバーサルコミュニケーション 等

(2) 持続的で暮らしやすい地域の形成に向けた交通体系の整備

地域の社会や産業の活性化を支援する交通体系 /人が主役のまちなか交通体系 /公共交通手段の機能維持・向上 /都市の幹線道路の整備 等

(3) いのちと暮らしを支える交通環境の形成

日常生活に必要不可欠な移動の確保 /合併市町村の拠点を連絡する道路 /生命線となる道路の信頼性の確保及びドクターへリ等による緊急輸送等への対処 /離島の安定輸送（港湾や空港） /地域公共交通の再生・活性化 /DMV（線路と道路の両方を走行できる車両）やIMTS（軌道系システムとバスシステムを融合させた新交通システム）等の新たな輸送手段 等

第5章 防災に関する基本的な施策

我が国は国土面積の10%の洪水氾濫域に人口の過半が集積するなど、災害が発生しやすい国土構造を有している。また、人口減少等の進展にともなうコミュニティの弱体化に加え、近年の災害リスクの増大を背景として、災害に対する国民意識が高まっている。一方、大規模地震など広域化・複合化・長期化が懸念されている災害に関しては、被害を最小限にする減災の考え方を重視しつつ、ハード整備と一体的に様々なソフト対策に取り組む必要がある。このため、防災施設等の着実な整備を推進するとともに、自助、共助、公助のバランスの下に、個人や家庭、企業等が日常的な防災のための行動と投資を行っていく必要がある。また、長期的視点に立って災害に強いしなやかな国土構造への再構築を図る。

第1節 総合的な災害対策の推進

(1) 効率的で効果的な防災施設等の整備の推進

災害に強い施設 /迂回ルート等の余裕性（リダンダンシー）に優れた交通・情報通信網 /広域防災拠点 /防災対策の高度化に向けた情報通信基盤の強化 等

(2) 減災を目的としたソフト対策の推進

「事前システム」 /「事中システム」 /「事後システム」 等

(3) 広域体制及び地域防災力の構築

広域的な防災・危機管理体制 /事業継続計画（B C P）等 /ライフライン等基盤機能の多重化・多元化 /中枢機能の代替等を通じたバックアップ体制の強化 /条件不利地域の孤立化対策 /災害・防災研究の国際的な枠組み /防災生活圏 等

(4) 災害に強い国土空間の形成

ハザードマップ等の国土利用への有効活用 /災害リスクを減少させる国土利用 /密集市街地におけるオープンスペースの確保 /迅速な復旧・事業継続ができる国土利用 等

第2節 様々な自然災害に的確に対応するための具体的な施策

(1) 地震・津波対策

施設の耐震強化 /東南海・南海地震等同時発生対策 /首都直下型地震に対する首都中枢機能確保 /津波対策 等

(2) 風水害・豪雪・高潮対策

地球温暖化への対応 /大規模水害対策 /輪中堤等の緊急整備 /既存ダム群の再編成 /森林や農業の多面的機能 /都市型水害対策 /暴風・突風対策 /雪害対策 /高潮対策等

(3) 火山噴火対策

被害軽減に向けた避難対策 /住民等の意識啓発 /火山噴火予知技術の向上 /火山現象の状況伝達 /応急・復旧対策 等

第6章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策

土地、水その他の国土資源は、長い年月をかけて利用・保全されることにより、我々の生存に不可欠な水や食料の供給や、土砂流出の防備、水源のかん養など、様々な面で機能を果たしてきた。しかし、浸水被害の多発化、渇水の頻発化、生態系の劣化、水循環系のかく乱、白砂青松等の減少、耕作放棄地の増加、森林の手入れ不足など国土資源をめぐる状況の悪化が見られるところである。また、世界的な気候変動や東アジアの急速な経済発展等への対応の観点からも、国土資源の適切な利用と保全を図っていく必要がある。このため、流域圏単位の国土管理及び適切な水資源の確保・利用を促すとともに、森林の整備・保全、農用地の有効利用及び海域の利用・保全を図る。さらに、美しく豊かな国土を国民全体で支える「国土の国民的経営」を推進する。

第1節 流域圏に着目した国土管理

(1) 健全な水循環系の構築

水源かん養と適切な地下水管理 /水資源の効率的利用 /市街地、農地等の面源負荷対策 /環境用水の確保等による親水空間の形成 /自然の流量変動の再現による多自然川づくり /流域連携を支える仕組みづくり /流域間連携の促進 等

(2) 総合的な土砂管理の取組の推進

有害な土砂流出の防止 /下流への適正な土砂供給 /砂利採取の適正化 /砂浜の回復 /土砂動態モニタリング等の有効な技術の検討・評価 /関係機関との事業連携のための連携方針の策定 等

第2節 安全・安心な水資源確保と利用

(1) 渇水に強い地域づくり

ダム群連携や利水容量見直し等の既存ストックの有効活用 /水源の多重化 /渇水調整協議会等の活用による水融通の円滑化 等

(2) きれいな水、おいしい水の供給

良好な水源への水道の取水地点の再編 / 有害化学物質や病原生物に対応した浄水処理の高度化 / 水質事故への適切な対応 / 土壤と地下水の相互汚染の回避 等

(3) 水資源関連施設の着実な維持管理・更新

老朽化や災害による断水防止のための適切な維持管理・更新 / 水供給施設の運転・管理等の共同化 / 平常時からの住民、企業等への初動対応等の情報提供 等

第3節 次世代に引き継ぐ美しい森林

(1) 多様で健全な森林の整備と国土の保全

針葉混交林化等多様で健全な森林の整備 / 担い手の確保・育成 / 保安林の適切な管理 / 野生鳥獣や松くい虫等病害虫による被害の抑制 等

(2) 国民との協働による森林づくり

地域住民や企業、NPO等による森林づくり活動の促進 / 森林環境教育の推進 等

第4節 農用地等の利用の増進

(1) 農用地等の利用の増進

計画的な土地利用による農用地の利用・保全の明確化 / 「所有から利用へ」の考え方による立った担い手への農地の面的集積 / 多様な農業経営や利用方法による農業空間の維持 / 耕作放棄地の解消 等

(2) 農用地等の保全向上

国民全体で支える農用地・農業用水等の保全向上 等

第5節 海域の利用と保全

排他的経済水域の境界画定等の国家的権益の確保 / 海洋汚染対策等の国際的な協調・協力体制 / エネルギー・資源利用等のための技術開発 等

(1) 海域を国の活力につなぐ取組

市民に開かれたウォーターフロントの創出 / 水産資源の適切な管理、水産業・漁村の活性化 / 離島振興 等

(2) 海域を次世代につなぐ取組

津波・高潮・海岸侵食対策 / 自然環境の保全・再生 / 沿岸域の総合的管理の推進 等

第6節 「国土の国民的経営」に向けた施策展開

地域住民や企業など多様な活動者の直接参加のための体系的な支援方策の検討 / 農産物や地域材の購入、知恵やノウハウの提供等参加手法の多様化に向けた検討 / 所有者の適切な管理に向けた条件整備 等

第7章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策

良好な自然環境や景観、伝統文化等、我が国の国土の蓄積を次世代に継承するとともに、経済社会活動が自然環境へもたらす負荷を是正していくため、人々の諸活動と自然のプロセスとの調和を図りつつ、自然を保全・再生し、生態系の健全性の回復等を進める必要がある。その際、国土の質の高さは、単に視覚的な美しさや物的な安全性にとどまらず、自然に対して過度の負担を強いることなく健全な生態系が確保されるとともに、地域固有の文化や伝統が育まれ、地域住民が誇りと愛着を覚えているなど、全体として調和の取れた状態としてとらえるべきである。このため、地球温暖化防止、循環型社会の形成等、人間活動と自然のプロセスとが調和した物質循環を構築するとともに、エコロジカル・ネットワークの形成、自然とのふれあいの推進等を通じ、健全な生態系の維

持・形成を図る。また、地域の個性ある景観の保全・形成等を進める。

第1節 人間活動と自然のプロセスとが調和した物質循環の構築

(1) 地球温暖化防止の推進

京都議定書の確実な達成 /低炭素社会の構築 /個別のエネルギー関連機器や事業者毎の対策 /省CO₂型の地域づくり /交通量の円滑化対策や物流体系全体のグリーン化 /住宅・建築物の省エネルギー性能の向上 /吸収源対策としての森林の整備・保全、都市緑化等の推進 等

(2) 物質循環の確保と循環型社会の形成

天然資源の使用量の抑制と再生資源の持続的利用の推進 /3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))及び適正処分の推進 /国内及び国際間における循環資源の移動把握(トレーサビリティ)の高度化 /循環資源物流システムの構築 等

(3) 大気・土壤対策等の推進

ヒートアイランド対策 /持続可能な交通システムの実現 /クリーンエネルギー自動車の一層の普及の促進 /有害物質の排水規制・地下浸透規制、ばい煙の排出規制などの適正な実施 /土壤環境に係る科学的知見の整備 等

第2節 健全な生態系の維持・形成

(1) エコロジカル・ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生

全国及び広域ブロック程度の広がりを持ったエコロジカル・ネットワークの検討の推進 /自然の保全・再生 /野生鳥獣の生息環境の保全管理 /希少野生動植物の保護管理 /特定外来生物対策 等

(2) 里地里山の保全・再生と持続可能な利用

環境と調和した農林業の振興 /多様な主体の連携による体制づくり /自然とのふれあい等の場としての活用 等

(3) 自然とのふれあいの推進

自然とのふれあいの場の整備やふれあう機会の拡大 /エコツーリズムの普及・定着の推進 /緑地の保全、都市公園などの整備、緑化の計画的な推進 等

(4) 環境影響評価の実施

技術手法のレビューや、方法書手続の機能を十分に發揮するための検討 /適切な環境配慮の促進 等

第3節 良好な景観等の保全・形成

(1) 健全でうるおいのあるランドスケープの形成

ランドスケープの考え方の普及・啓発 /観光資源の保護、育成等との施策連携 等

(2) 地域の個性ある景観の形成

地方公共団体による景観計画の策定や緑化率の導入等の推進 /景観に配慮した社会資本整備 /国立公園等の制度の適切な活用を通じた優れた景観の保護 等

第8章 「新たな公」による地域づくりの実現に向けた基本的な施策

行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手と位置付け、これらの主体が従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私との中間的な領域で協働するという「新たな公」に基づく地域づくりは、社会貢献による参加者の自己実現の達成や、地域への誇りと愛着の醸成にとどまらず、社会的サービスが多様化し、充実することによる地域全体にわたる生活の質の向上、人と物が動くことによる地域経済への波及効果、行財政資源の節約を始めとする社会的コストの軽減効果などの多面的な意義があ

る。このため、「新たな公」の担い手の確保とその環境整備を図るとともに、その考え方による地域づくりの実践に向けた取組を進める。

第1節 「新たな公」の担い手確保とその活動環境整備

(1) 参加意識の醸成、体験機会の充実

意識の啓発やボランティア活動等の体験機会の提供 /住民、NPO、企業等の参加を促す仕掛けのシステム 等

(2) 参加主体の拡大

イベント形式など参加しやすくなるような工夫 /休暇制度・兼業制限のあり方の検討 /中山間地域などの新たな協働の仕組み 等

(3) 多様な主体の活動環境の整備

住民等による資金面での支援を促す仕組みの検討 /中間的な支援組織の育成 等

第2節 多様な主体による国土基盤のマネジメント

「新たな公」の視点を活かした国土基盤マネジメントの拡大 /国や地方公共団体等による参加型マネジメントの枠組みの整備 等

第3節 多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり

(1) 地域資源の活用と情報発信

地域資源の発掘・活用・発信 /外部からの技術・ノウハウの導入/1次産業の6次産業化等による地域資源の高付加価値化 /情報通信技術を活用した情報発信・情報交流・ネットワーク形成 /地域への定期的な訪問・產品購入等を行う外部サポーターの確保・活用等

(2) 地域づくりの多様な担い手の確保と緩やかな組織化

地域外部の専門的能力を持った人材の活用 /地域の幅広い主体を地域づくりの担い手として巻き込み /多様な主体の緩やかな組織化 /情報通信技術を活用したコミュニティの再生・強化 等

(3) 「資金の小さな循環」、「『志』ある投資」の推進等による資金の確保

地域密着型金融の促進 /地域に向けたCSRの発揮、個人の地域貢献意欲の顕在化 /コミュニティファンドなど様々な工夫の促進 等

(4) 地域づくりにおける行政の役割

行政による民間主体の発意やビジネスマインドの誘導・サポート /国は、画一的な支援ではなく、地域の知恵と工夫により地域戦略の独自性を高める競争の環境整備へシフト /維持・存続が危ぶまれる集落への目配り、地域住民の需要に応じて暮らしを支えるサービスの提供、防災上特に危険な集落への対策 等

第3部 広域地方計画の策定・推進

新しい国土像実現のため、各広域ブロックが独自の発想と戦略性を活かした国土形成を進める必要。このため、第3部では、広域地方計画の策定・推進に関する指針等を示す。

第1章 基本的考え方

第1節 広域地方計画の意義と役割

広域地方計画制度は、地域の実情に即した地域の将来像等を定める即地的な計画の枠組みとして設けられたものであり、当該区域における国土の形成に関する基本の方針、

目標のほか、一の都府県の区域を超える広域の見地から当該地域において戦略的に実施すべき具体的な施策を記述。

広域地方計画の策定に当たっては、広域地方計画協議会の議を経ることとされている。広域地方計画の策定に向けて、国土交通省及び関係する国の地方支分部局、地方公共団体、地元経済界等が適切な役割分担の下に協働しながらビジョンづくりに取り組むことにより、各主体が地域整備を進めるまでの長期的な方針・目標の共有化が図られる。

第2節 広域地方計画の基本的考え方

(1) 自立的な広域ブロック形成に向けて必要な視点

国土形成計画法施行令により東北圏、首都圏、北陸圏、中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏及び九州圏の8つの広域地方計画区域が定められた。

広域地方計画区域は、「地域の自立的発展及び国際競争力の強化の観点からの規模及び集積」、「国民生活の安全及び豊かな環境を確保する観点からの地域間の連携可能性等」、「自然、経済、社会、文化等における密接な関係性」、「一体としての国土形成の必要性、関係機関による広域地方計画協議会の組織」の諸点を基本原則として設定されたものであり、これらの観点からの各ブロック内での取組を充実強化していく必要がある。

(2) 各広域ブロックの現況及び自立的発展のポテンシャル

各広域地方計画区域は、欧州の中規模国にも匹敵するような人口・経済規模を有するほか、都市・産業集積、国際定期便が就航する空港、一定規模以上の国際海上コンテナ取扱港湾等を有するなど、それぞれに自立的発展のポテンシャルを有している。

(3) 広域ブロック間の連携及び相互調整

各広域ブロックにおける取組に加えて、ブロック相互やブロックの境界に跨る複数都道府県等の間での連携及び相互調整を進める必要がある。

特に、北陸・中部の両圏域及び中国・四国の両圏域については、日本海から太平洋にわたる発展の全体構想等について合同して検討していくことが求められる。また、首都圏のうち北関東3県と隣接する福島県及び新潟県の磐越2県は、分科会の活用等により当該地域の特性に応じた発展構想等を描いていくことが求められる。

以上に加え、広域地方計画区域の境界に位置する都道府県では、隣接する広域地方計画区域と密接な関係を有するものがあり、これまで様々な取組が進められてきているところであり、広域地方計画の策定に当たっても、必要な連携及び相互調整を行うことが期待される。

第3節 全国計画と広域地方計画の相互連携

広域地方計画は、全国計画を基本として定めることとされており、この観点から全国計画と広域地方計画の整合性が確保される必要がある。

このため、広域地方計画策定に当たっては、全国計画に示された方向性を踏まえるとともに、国においては、全国計画の考え方の周知に努める。

また、広域地方計画の検討を通じて立案された地域戦略を推進する上で、全国的見地からの新たな対応が必要となった場合には、適切に対応していく。

第4節 北海道総合開発計画及び沖縄振興計画と国土形成計画との連携

北海道及び沖縄県については、それぞれ北海道総合開発計画及び沖縄振興計画が存在していることから、法律上、広域地方計画の対象外となっているが、それぞれが独自性の高い圏域を形成していることから、いずれも広域ブロックに相当するものと考えるべきであり、これらの圏域についても、地域の実情に即した独自の発想と戦略性を活かし

た国土形成を進める必要がある。このため、両地域の自立的発展に向けて、北海道総合開発計画及び沖縄振興計画の両計画と国土形成計画との間で必要な調整が行われ、相互の連携が図られる必要がある。

第2章 独自性のある広域地方計画の策定

第1節 広域地方計画策定に当たって必要な検討事項

広域地方計画の策定に当たっては、広域地方計画協議会等の枠組みを活用して関係主体間の協働と合意形成を促しつつ、次の各事項についての検討を進めるべきである。

①地域の現状分析に基づく地域特性の把握

各広域ブロックが持つ人口、産業、地域資源の状況、都市の立地状況や都市的サービスの提供状況等、地域の現状の共有及びそれに基づく分析 等

②地域の発展に向けた独自の地域戦略の立案

地域整備の戦略立案に向けた地域の関係主体の協働と合意形成 /全国共通の課題への地域独自の対応策、地域固有の課題への対応 等

③独自の地域戦略に基づく重点的・選択的な資源投入

事業・プログラムの広域性、戦略性、総合性及び実効性に留意し、限られた資源を最も有効に活用する観点からの資源投入 /適切な推進体制等の検討 等

第2節 地域戦略の立案に当たっての視点

広域地方計画は、この計画に示された基本的考え方沿ったものであるとともに、各広域ブロックが持つ多様な地域特性が十全に發揮されたものとなる必要がある。このため、計画策定の検討過程においては、次に掲げる視点に特に留意すべきである。

①国土における自らのブロックの位置付けと東アジアの中での独自性の発現

東京など国内各地域との比較の視点だけでなく、東アジア各地域との交流・連携の状況、東アジアの中でどのような独自性を発揮できるかという視点が重要。その上で、東アジアにおける競争力のある産業集積の強化や特色のある文化・観光資源の活用、国際機能の強化等を図る必要。

②ブロックの特性を踏まえた域内の各都市や地域の連携方策のあり方

ブロック全体の成長力の向上を図るとともに、各地域において質の高い公共サービスを確保していくため、各広域ブロック内の都市・地域構造の特性を踏まえた地域整備及び地域間の連携方策を考える必要。都市・地域構造を踏まえて自らの弱み・強みを分析し、重点投資をすることによって、拠点性を高め、さらに、拠点における機能の向上が生みだす効果を圏域全体に波及させるための方策について検討する必要。また、集落の将来像の検討を行う際には、集落形態の特徴や地域特性を踏まえる必要。

③全国共通の課題に対するブロック独自の対応策

諸課題に対する適切な対応策は必ずしも全国一律ではなく、地域の創意工夫と切磋琢磨の中で生み出されるもの。広域ブロックゲートウェイの形成、広域観光ルートの設定、エコロジカル・ネットワークの形成、地球温暖化対策等、諸課題について独自の取組の促進が必要。

④それぞれの広域ブロック固有の課題への取組

各広域ブロックの地理的・経済社会的・文化的条件等に起因する固有の課題についても、十分検討し対応策を示すことが必要。

(おわりに)

- ・本報告には多くの提言が含まれているが、その実現に向けて最も重要なことは、次の3つのレベルの圏域意識の改変。
 - ①地域の個性を国内ではなく東アジアの中で位置付けること
 - ②国際競争力を都道府県から広域ブロック単位に拡大して構成すること
 - ③人口減少下での都市的サービスの向上を市町村から広域の生活圏で高めること
- ・経済のグローバル化の下で豊かさを保つためには、アジアの繁栄を各地方に内部化することが不可欠。また、人口減少下で医療・教育・商業・娯楽など各種の都市的サービスを維持・向上するためには、広域の生活圏を構成することが必要。アジアの中での個性は、広域ブロックのみではなく市町村単位でもその存在感を追求すべき。
- ・経済のグローバル化が先進国と成長軌道に乗った国々との間の格差を縮小し国内の地域格差を拡大するという現象がEUと東アジアで顕在化。このような中、東京一極集中や中枢都市集中が、いわゆる格差問題の面から論じられている。
- ・格差感を生んでいる理由について様々な要因が考えられるが、人口減少など社会構造が大きく変化する時代にあることが、人々の格差に関する懸念をより強いものとしている。このため、各地域に対する十分な目配りとともに、未来を切り開く地域戦略を共有することが必要。
- ・その際、国内でのパイの取り合いではなく、アジアの繁栄を各地域に取り入れることこそが肝要。また、高齢化社会に対応する地域社会を実現することが喫緊の課題。産・官・学・住民の各種努力を結集して新たな地域づくりと地球環境に対応した社会を追究することが求められている。
- ・広域地方計画は、その具体化に向けての地域づくりの検討の舞台。地域力を結集してその実践に当たることが必要。

“アジアの未来へ！ 地域は個性を！”という呼びかけが、広域ブロックからコミュニティまで、地域の人々の心に届くことを期待。